

主な改正点は、次のとおりです。

第1 法人税基本通達等関係

耐用年数の短縮〔改正〕

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の導入により、過去の誤謬の訂正、会計上の変更について会計上の取扱いが示されました。その中で、減価償却資産の耐用年数の短縮などの会計上の見積りの変更については、将来にわたって会計処理を行うこととされ、過年度分を再計算して償却不足額を一時に償却するという臨時償却制度は廃止されました。これに伴い、税務上も、平成23年6月の税制改正において、耐用年数の短縮制度について、国税局長の承認を受けた「未経過使用可能期間」をもって法定耐用年数とみなすことにより、将来にわたって減価償却費を調整することとされ、臨時償却制度に相当する陳腐化償却制度が廃止されました。

(注) 改正前の耐用年数の短縮制度は、取得時から更新・廃棄が見込まれる時期までの期間として国税局長の承認を受けた「使用可能期間」を法定耐用年数とみなしていましたが、改正後は、使用可能期間のうち申請時点においてまだ経過していない期間（未経過使用可能期間）をもって法定耐用年数とみなすとともに、承認日の属する事業年度開始の日における帳簿価額をもって承認以後の償却限度額の計算の基礎となる取得価額とされました。

○ 機械及び装置以外の減価償却資産の未経過使用可能期間の算定（基通7－3－20の2 新設）

機械及び装置以外の減価償却資産に係る未経過使用可能期間は、使用可能期間を算定しようとする時から通常の維持補修を加え、通常の使用条件で使用するものとした場合において、通常予定される効果をあげることができなくなり更新又は廃棄されると見込まれる時期までの見積年数（1年未満の端数切捨て）によることを明らかにしています。

○ 機械及び装置の未経過使用可能期間の算定（基通7－3－21の2 新設）

機械及び装置の未経過使用可能期間は、個々の資産の取得価額（償却基礎価額）及びその個々の資産の使用可能期間を基礎として、耐用年数通達の未経過使用可能期間の算定式に従って算定した年数によることを明らかにしています。

○ 総合償却資産の未経過使用可能期間の算定（耐通1－6－1の2 新設）

総合償却資産の未経過使用可能期間は、総合償却資産の未経過期間対応償

却基礎価額を、個々の資産の年要償却額の合計額で除して計算した年数（1年未満の端数は切り捨て、その年数が2年未満の場合は2年とする。）によることを明らかにしています。

（注）未経過期間対応償却基礎価額とは、個々の資産の年要償却額（償却基礎価額を使用可能期間で除した額をいう。）に経過期間の月数を乗じて12で除して計算した金額の合計額を、個々の資産の償却基礎価額の合計額から控除した残額をいいます。

第2 租税特別措置法通達関係

1 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除〔創設〕

平成23年6月の税制改正により、青色申告法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、

- ① 当期末の雇用者の数が前期末の雇用者の数に比して5人以上（中小企業者等にあっては2人以上）かつ10%以上増加していること
 - ② 当期における給与等の支給額が、前期における給与等の支給額に雇用者の増加割合を乗じて計算した金額に比して30%以上増加していること
- などの一定の要件に該当する場合には、増加した雇用者1人当たり20万円の特別税額控除ができる制度が創設されました。

○ 他の者から支払を受ける金額の範囲（措通42の12-2 新設）

本制度の適用上、法人が支給する給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を給与等の支給額から控除することとされています。

本通達では、他の者から支払を受ける金額について、例えば、次のものがこれに含まれる旨を明らかにしています。

- ① 特定就職困難者雇用開発助成金、特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- ② 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向者に対する給与を出向元法人が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人から支払を受けた給与負担金の額

2 特定外国子会社等の部分課税対象金額の益金算入制度〔改正〕

平成22年度税制改正において、特定外国子会社等の部分課税対象金額の益金算入制度が導入され、適用除外基準の全てを満たす特定外国子会社等であっても、株式・債券の運用による所得などの特定所得の金額を有するときは、その特定所得の金額の合計額（部分適用対象金額）のうち内国法人の有する株式等に対応す

る部分の金額（部分課税対象金額）をその内国法人の所得に合算して課税することとされています。

平成 23 年 6 月の税制改正において、特定所得の金額の計算に関する所要の見直しが行われました。

○ 剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日（措通 66 の 6-18 の 3 新設）

本制度の適用上、特定所得の金額の計算の基礎となる株式等の剰余金の配当等の額は、特定外国子会社等の持株割合が 10% 未満である他の法人から受けるものに限られているが、平成 23 年 6 月の税制改正において、この持株割合 10% 未満の判定の時期につき、「剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日」（みなし配当については、当該効力が生ずる日の前日）であることが明確化されました。

本通達では、この場合の「剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日」について、具体的には国内法に準拠した取扱いである法人税基本通達 2-1-27 に定める日となります。その配当等を支払う法人の所在する国の法令にその確定の時期につきこれと異なる定めがある場合には、その法令に定めるところによりその剰余金の配当等の額が確定したとされる日となることを明らかにしています。

○ 特定所得の金額に係る源泉税等（措通 66 の 6-18 の 4 新設）

本制度の適用上、特定所得の金額に係る源泉税等の額は、剰余金の配当等や債券の利子などの収入金額から控除する「直接要した費用の額」に含まれないものとされていましたが、平成 23 年 6 月の税制改正においてこの規定は削除されました。

法令の規定が削除されたことにより、源泉税等の額が「直接要した費用の額」に含まれることについて疑義が生じないよう、本通達においてその旨を留意的に明らかにしています。